



最高裁、AI発明の特許否定——DABUS事件の全貌と今後の展望

概要

2026年3月4日付で、最高裁判所第2小法廷（岡村和美裁判長）は、AIシステム「DABUS」を発明者として記載した特許出願をめぐる訴訟において、米国在住の出願者Stephen Thaler氏の上告を受理しない決定を下した。これにより、「発明者は人間に限られる」と判断した一審・東京地裁および二審・知財高裁の判決が確定した。本決定は、日本における「AIは特許法上の発明者になれるか」という問いに対する司法判断の最終的な決着であり、今後の立法的対応への議論を加速させるものと位置付けられる。[1][2][3]

事件の経緯

出願から却下まで

出願者であるStephen Thaler博士は、自身が開発したAIシステム「DABUS (Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience)」が自律的に考案した食品容器等の発明について、2020年8月に日本国特許庁に特許出願を行った。出願書類の発明者欄には「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載された。[4][5][1]

特許庁はこれに対し、「発明者として記載できるのは人間に限られる」として発明者欄の修正を命じた。出願者がこれに応じなかったため、特許庁は2021年10月13日付で当該出願を却下処分とした。[6][7]

一審・東京地裁判決（2024年5月16日）

一審の東京地裁は、知的財産基本法について「発明は人間により生み出されると規定していると解される」とし、AIは発明者に含まれないと判断した。裁判所は、発明者の「氏名」とは自然人の名前を意味すると指摘し、特許庁の却下処分は適法であるとの結論を下した。[8][1]

なお東京地裁は判決の付言として、「まずは我が国で立法論としてAI発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが、AI発明に関する産業政策上の重要性に鑑み、特に期待されている」と述べ、立法による解決の必要性を強調した。[9]

二審・知財高裁判決（2025年1月30日）

二審の知的財産高等裁判所（清水響裁判長）も一審判決を支持し、控訴を棄却した。知財高裁は、特許法第29条第1項における「発明者」とは自然人を意味すると判示し、この解釈は同法第35条第1項の職務発明規定における「従業者」等の概念とも整合すると述べた。[10][11][12][8]

さらに知財高裁は、「AI発明への特許付与は、社会的影響について広範かつ慎重な検討を要し、現行法の解釈によって対処することは困難である」との見解を示し、「特許権の制度設計は、国際協調の側面も含め、一国の産業政策の観点から議論されるべき問題である」と述べた。[13][10]

最高裁の上告不受理決定（2026年3月4日）

最高裁第2小法廷は、上告を受理しないとの決定を下した。最高裁は詳細な判断理由を示さず、実質的に下級審の判断を追認する形となった。これにより、日本における「AI発明者」問題は、少なくとも司法の場では決着がついた。[2][5][1]

世界各国におけるDABUS訴訟の結果

Stephen Thaler博士は、DABUSを発明者とする特許出願をWIPOへのPCT出願を通じて18の法域で行っており、各国で異なる結果が出ている。[14]

主要国の判断比較

法域	結果	判断時期	備考
南アフリカ	特許付与	2021年	DABUSを発明者として登録。ただし実体審査なし[14]
ドイツ（実用新案）	登録	2022年	実用新案として登録[14]
ドイツ（連邦裁判所）	条件付き容認	2024年6月	AI自体は発明者になれないが、AIを使用した人間を発明者として記載可能[15][16]
米国	却下確定	2023年4月	最高裁がcertiorari（上告受理）を拒否[14]
英国	却下確定	2023年12月	最高裁が全員一致で棄却[17][18]
オーストラリア	却下確定	2022年	連邦裁判所大法廷が逆転棄却、高等裁判所が上訴不受理[14]

日本	却下確定	2026年3月	最高裁上告不受理[1]
カナダ	却下（控訴中）	2025年6月	特許控訴審判部がDABUSの発明者適格を否定[19]
韓国	却下（控訴中）	2024年5月	ソウル高等裁判所が棄却[14]
EPO（欧州特許庁）	却下（控訴中）	2021年/2025年	分割出願の控訴審理が2026年2月に予定[14][20]
台湾	却下確定	-	[14]
サウジアラビア	却下確定	-	一度受理後に却下[14]
中国	却下（控訴中）	2024年	北京知的財産法院[14]

ドイツの独自アプローチ

各国の中で注目すべきはドイツの判断である。ドイツ連邦裁判所（BGH）は2024年6月、特許法上の発明者は自然人に限られるとしつつも、「AIを使用して発明を生成させた人間」を発明者として記載することを認めた。具体的には、「Stephen L. Thaler, PhD, who caused the artificial intelligence DABUS to generate the invention (DABUSに発明を生成させたStephen L. Thaler博士)」という記載が許容された。これは、AI自体を発明者とはしないものの、AIを道具として使用した人間の貢献を認める「中間的アプローチ」といえる。[15][21]

米国における著作権訴訟との連動

注目すべきは、Thaler博士が特許のみならず著作権分野でも同様の戦略を展開している点である。DABUSが生成した画像について著作権登録を求めた訴訟（Thaler v. Perlmutter）では、2026年3月2日に米国最高裁が審理申立て（certiorari）を棄却し、「AIは著作者になれない」とする下級審判断が確定した。ただし、この判断が否定したのは「AIが著作者になれるか」という一点であり、「人間がAIを使った作品の著作権」は否定されていない。[22]

日本の立法動向と今後の展望

知的財産推進計画2025

2025年6月3日に決定された「知的財産推進計画2025」は、AI技術の進展を踏まえた発明等の保護について、「発明者の在り方等の諸論点について早期に結論を得ること」を明確に求め

た。同計画は、AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護の両立を目指す「エコシステム」の実現を掲げている。[23][9]

産業構造審議会における検討

特許庁の産業構造審議会知的財産分科会第54回特許制度小委員会（2025年6月4日開催）では、以下の3つの論点について方向性が示された：[24]

- **AI発明該当性**：「自然人がAIを利活用した発明は特許法上の発明に該当する」として保護対象に含める方向
- **発明者の定義**：「発明者の定義を明文化すべき」とした上で、「AIを発明者とすることは認めない」という方針。AI開発者を発明者に含めるかは今後の議論対象
- **引用発明の適格性**：AIが生成した資料や論文の引用発明としての適格性について、要件・基準を今後整理

特に発明者の定義については、「AIを積極的に利活用したために発明者が不在になる状況が生じ、発明を創作したり特許権を取得するモチベーションが低下する懸念がある」との問題意識が示されている。[25][24]

知的財産推進計画2026に向けた検討

2025年11月に公表された「知的財産推進計画2026」の検討に向けた論点資料では、AI技術の発達を踏まえた発明及びデザインの保護の在り方について、引き続き検討を進めることが明記されている。具体的には以下の施策が示された：[26]

- 産業構造審議会特許制度小委員会におけるAI利用発明の発明者の定義等の検討及び明確化
- AI事業者ガイドラインを通じた透明性の確保
- 権利者への対価還元が促進される環境の構築

AI法の成立

2025年5月28日に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（AI法）が成立した。AI戦略本部の設置や基本計画の策定等を定めるこの法律は、AI時代の知的財産制度の枠組みにも影響を与えるものと位置付けられている。[9][26]

「AI自律発明」の保護をめぐる論点

裁判所が繰り返し述べた「立法による解決の必要性」を受け、今後の議論の核心は以下の点に集約される：

- **AI利用発明**（人間がAIを道具として使った場合）：特許法上の発明として保護する方向で概ね合意。発明者の定義を明文化する法改正が検討されている[24][25]

- **AI自律発明**（人間の関与なくAIが自律的に生成した場合）：特許法上の「発明」に該当するか不明確。AI自体は発明の動機を持たないため「発明の奨励」という法目的との整合性が問われる。一方で、AI開発者のインセンティブの観点からの検討も必要とされている[25]
- **国際調和**：ドイツの「中間的アプローチ」のように、各国の対応は分かれている。日本の制度設計は国際協調の側面も含めて議論される必要がある[13]

実務への示唆

確定した司法判断の意味

最高裁の上告不受理決定により、現行法の下では「AIを発明者として記載した特許出願は認められない」ことが確定した。ただし、これはあくまで「AIを発明者として記載した」場合の判断であり、人間がAIを道具として利用して行った発明について、人間を発明者として出願する場合は別の問題である。[15]

当面の実務対応

- AIを活用して得られた発明については、**人間の発明者を特定した上で出願**することが重要
- ドイツのアプローチを参考に、AIの利用を発明経緯として開示しつつ、人間を発明者として記載する方法が現実的な対応策となる[16]
- 発明創作過程におけるAIの関与度合いによっては、将来の法改正後に発明者認定の争いが生じる可能性があるため、開発プロセスの記録保持が推奨される

法改正の見通し

特許庁の産業構造審議会における検討は2025年から本格化しており、発明者の定義の明文化を含む法改正が視野に入っている。知的財産推進計画2026の検討資料でも、AI利用発明の発明者の定義等についての検討は引き続き重要施策として位置付けられている。2026年夏以降に本格的な検討が進む見通しであり、数年以内に特許法改正が実現する可能性がある。[26]
[24]

結論

今回の最高裁決定は、現行特許法の枠組みにおける「AI発明者」問題に対する最終的な司法判断であり、世界的なDABUS訴訟の一連の流れの中で予測された結果である。しかし、一審・二審がいずれも立法的解決の必要性を強く示唆した点が重要であり、司法の判断は「現行法の解釈の限界」を明示したものと理解すべきである。日本政府は知的財産推進計画2025において「早期に結論を得る」ことを掲げ、産業構造審議会での議論が進んでいる。AI技術の急速な発展に伴い、イノベーション人材の減少が予測される日本にとって、AIを活用した発明の適切な保護は産業競争力に直結する喫緊の課題である。

References

1. [最高裁、AI発明の特許否定 出願者の敗訴確定](#) - 最高裁第2小法廷（岡村和美裁判長）は、人工知能（AI）が発明した新技術が特許として認められるかどうか争われた訴訟で、米国に住む出願者の上告を受理しない決定をした。4日付。「発明者は人間に限られる」と...
2. 「発明者は人間に限られる」AIを発明者とする特許出願を認めない1・2審判決が確定 最高裁が出願者側の上告を受理しない決定. 国内・TBSテレビ 2026年3月5日(木) 18:49.
3. [最高裁、AI発明の特許否定 出願者の敗訴確定（共同通信）](#) - 一審東京地裁判決は、知的財産基本法について「発明は人間により生み出されると規定していると解される」とし、AIは発明者に含まれないと指摘。二審知財 ...
4. 「発明者はAI」認めず、特許の出願巡る判決 ... - [読売新聞オンライン](#) - 「発明者は人間に限られる」として請求を棄却した1審・東京地裁と2審・知財高裁の判決が確定した。最高裁判所. 1、2審判決によると、原告は2020年、自ら ...
5. 「発明者は人間に限られる」AIを発明者とする特許出願を認めない1 ... - AI=人工知能を発明者とする特許出願が認められるかどうか争われた裁判で、最高裁は出願者側の上告を受理しない決定をしました。
6. [最高裁、AI発明の特許否定 出願者の敗訴確定](#) - [神戸新聞NEXT](#) - 最高裁第2小法廷（岡村和美裁判長）は、人工知能（AI）が発明した新技術が特許として認められるかどうか争われた訴訟で、米国に住む出願者の上告を受理しない決定をした。4日付。「発明者は人間に限られる」と...
7. [Japan: IP High Court Says “AI cannot be an inventor” under the ...](#) - The term “invention” in the Japan’s Patent Act should include AI-generated inventions created without...
8. [AI as an Inventor of Patents? IP High Court Judgment and the 2025 ...](#) - AI as an Inventor of Patents? IP High Court Judgment and the 2025 IP Strategic Program
9. [知的財産推進計画2025とAI技術の進展を踏まえた発明等の保護](#) - AI発明が保護されるか、また、AIが発明者になれるかについては、裁判で争われており、未解決の問題である。裁判例も立法による解決の必要性を述べている。
10. [AI cannot be recognized as inventor in patent cases: Japan IP court](#) - The Intellectual Property High Court has upheld a May 2024 Tokyo District Court decision dismissing ...

11. [Japan High Court upholds rejection of AI as inventor in patent case](#) - The presiding judge asserted that inventors must be human.
12. [IP High Court Case Regarding Patent Inventorship: Patent Inventor ...](#) - The current decision discusses point at issue over whether an AI is deemed as an “inventor” under th...
13. [人工知能ダバス（DABUS）に関する令和7年1月30日知財高裁判決 ...](#) - 人工知能ダバス（DABUS）に関する令和7年1月30日知財高裁判決（令和6年（行コ）第10006号出願却下処分取消請求控訴事件）が知的財産高等裁判所のウェブページに公開された (<https://ww...>)
14. [Patent - The Artificial Inventor Project](#)
15. [Decision on the role of AI in patent applications \(Ref. X ZB 5/22\)](#) - Can an AI be recognized as the inventor of a patent? - Decision on the role of AI in patent applicat...
16. [Germany: Issued German Federal Court of Justice decision ...](#) - An independent, timely and accessible record of policy and regulatory changes affecting the digital ...
17. [UK Supreme Court has final say on Dabus as named inventor](#) - In the long-running case over AI system Dabus, the Supreme Court has determined that a patent applic...
18. [UK Supreme Court unanimously dismisses DABUS appeal to allow AI to be named as a patent inventor | Herbert Smith Freehills Kramer | Global law firm](#)
19. [Canadian Patent Appeal Board says AI Cannot be an Inventor](#) - The Patent Appeal Board in Canada issued a landmark decision, holding that an AI system is not a val...
20. [DABUS AI Again Denied European Patent](#) - by Dennis Crouch The European Patent Office (EPO) has again rejected Dr. Stephen Thaler's patent app...
21. [Federal Court Rules AI Cannot be Recognized as an Inventor](#) - In a decision published July 31, 2024, the Federal Court of Justice (Bundesgerichtshof, BGH) ruled t...
22. [AI著作権を米最高裁が棄却—なぜ「全否定」ではないのか](#) - 米最高裁がAI著作権訴訟を棄却したが、否定されたのは「AIが著作者になれるか」の1点だけ。人間名義なら保護される余地は残っている。なぜセイラー氏はあえてAI名義で8年も争ったのか、判決文の核心と今後の...
23. [知的財産推進計画2025を決定しました - 内閣府](#) - 具体的には、AIに対するクリエイター等の懸念を踏まえ、「法」「技術」「契約」のそれぞれの手段の長所を組み合わせたAI活用に向けた取組を促進する ...

24. [特許庁、AI活用の発明で法整備を検討 発明者の定義など - 織研新聞](#) - 特許庁はAI（人工知能）を活用した発明に関する特許法での新たな規定などを検討している。6月4日に産業構造審議会知的財産分科会第54回特許制度小委員会を開き、特許法上の課題と今後の見直しの方向性などにつ...
25. [AI発明についての議論の進展（産業構造審議会知的財産分科会第...](#) - 上記議事録の記載の指摘するように、現行特許法の目的でも、AI開発者等関連する者の創作へのインセンティブという側面からの検討が可能である。しかし、...
26. [\[PDF\] 「知的財産推進計画2026」の検討に向けた論点について](#) - ○ 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会における、AI利用発明の発明者の定義等についての検討、及びその明確化に向けた対応。 ○ 権利者への対価還元が促進 ...